

公 官 厚 第 12 の 32 号
令 和 元 年 10 月 16 日

公立学校共済組合各支部長 殿

公立学校共済組合本部
厚生部長 玉田 元子
(公印省略)

令和元年台風19号に伴う災害により被災した組合員等に係る
組合員証等の取扱い等について (通知)

標記のことについて、文部科学省初等中等教育局財務課から別添により通知がありましたので、お知らせします。また、被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する組合員証等の取扱いについては、下記により適切に対応願います。

なお、一部負担金等の徴収猶予及び減免について、実施する場合は別途通知します。

記

1 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、支部に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

2 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）及び組合員の勤務先を申し立てることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 上記1及び2については、被災した組合員等への周知徹底に努めること。

担 当：短期給付課業務企画班

海邊・難波・天野

TEL：03-5259-5799

FAX：03-5259-5862